

かながわ子どもみらいプラン
中間年の見直し

平成30年 3 月
神奈川県

目次

かながわ子どもみらいプランの中間年の見直しについて

1	かながわ子どもみらいプランの概要	1
2	見直しの経緯	2
3	見直しの対象	3
4	見直しの内容	
(1)	幼児期の教育・保育の需給計画	4
(2)	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数	6
(3)	主な取組み事業	7
(4)	計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値	9

別紙1 幼児期の教育・保育の需給計画の見直し状況

1	概要（見直し後）	13
2	市町村別（見直し後）	
	横浜市、川崎市、相模原市	15
	横須賀市、平塚市、鎌倉市	16
	藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市	17
	逗子市、三浦市、秦野市	18
	厚木市、大和市、伊勢原市	19
	海老名市、座間市、南足柄市	20
	綾瀬市、葉山町、寒川町	21
	大磯町、二宮町、中井町	22
	大井町、松田町、山北町	23
	開成町、箱根町、真鶴町	24
	湯河原町、愛川町、清川村	25

別紙2 主な取組み事業の見直し状況

1	プランの施策体系	26
2	主な取組み事業の見直し状況	
< 1	「子どもが生きる力」を伸ばすために>	
	重点施策1 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実	27
	重点施策2 子どもの育ちと学びに対する支援	31
	重点施策3 若者の自立支援	32
< 2	「保護者等が育てる力」を伸ばすために>	
	重点施策1 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実	34
	重点施策2 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	36
	重点施策3 地域における子育て力の向上	40
	重点施策4 子どもや親の健康の増進	46
	重点施策5 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進	48
< 3	「社会全体が支える力」を大きくするために>	
	重点施策1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	49
	重点施策2 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり	55
	重点施策3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	57

かながわ子どもみらいプランの中間年の見直しについて

1 かながわ子どもみらいプランの概要

すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業支援計画（法定計画）と次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画（任意計画）の位置づけを併せ持つ計画として、かながわ子どもみらいプラン（以下「プラン」という。）を平成27年3月に策定した。

(1) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(2) 子ども・子育て支援新制度における施策展開上のポイント

- 県内どこでも「待機児童ゼロ」
- 子ども・子育て支援人材の確保と質の向上
- 結婚・妊娠・出産・育児と個人のライフスタイルに応じた切れ目ない支援

(3) プランの構成

はじめに	Ⅲ 『3つの力』を充実強化する取組み
1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の対象	1 「子どもが生きる力」を伸ばすために (1) 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実 (2) 子どもの育ちと学びに対する支援 (3) 若者の自立支援
Ⅰ 計画策定の背景	2 「保護者等が育てる力」を強化するために (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の充実 (2) 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 (3) 地域における子育て力の向上 (4) 子どもや親の健康の増進 (5) 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進
1 神奈川県における子ども・子育てを取り巻く現状等 2 国・県の取組み 3 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン(後期計画)」の分析・評価	3 「社会全体が支える力」を大きくするために (1) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進 (2) 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
Ⅱ 基本理念・基本目標等	Ⅳ 計画の評価及び推進体系
1 基本理念 ・ すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現 ・ すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現 2 めざす将来像～「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」をめざして 3 基本目標～めざす将来像の実現のために 4 施策体系	1 計画の達成状況の点検及び評価 2 計画の推進体制 3 計画の目標値等
	Ⅴ 参考資料
	1 本計画の策定経過等 2 関係法令・条例等

(4) プランとSDGs(※)との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしている。

プランにおける基本理念（「すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現」、「すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本理念実現のための「3つの力」の充実強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていく。

※ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

<参考：SDGs「世界を変えるための17の目標」>



2 見直しの経緯

(1) 背景

子ども・子育て支援法の「基本指針（※）」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しや、プランの平成27年度及び28年度における達成状況の点検・評価結果を踏まえ、中間年の見直しを行うこととした。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

【参考：基本指針（抜粋）】

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。」

【参考：プランの点検・評価結果報告書（抜粋）】

「市町村計画の見直し状況や、子ども・子育て支援施策における国や県の施策の状況等も踏まえて、市町村と連携しながら、計画の中間年である平成29年度に計画の見直しを行う必要がある。」

(2) 見直しの審議経過

時期	内容
平成29年 8月	○ 見直しの基本的な考え方について審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県子ども・青少年みらい本部（※1） ・ 神奈川県子ども・子育て会議（※2）

時期	内容
平成29年11月	○ 見直し素案について審議 ・ 神奈川県子ども・青少年みらい本部 ・ 神奈川県子ども・子育て会議
平成29年12月 ～平成30年1月	○ 平成29年第3回県議会定例会に見直し素案を報告 ○ 見直し素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
平成30年2月	○ 見直し案について報告（神奈川県子ども・青少年みらい本部） ○ 平成30年第1回県議会定例会に見直し案を報告
平成30年3月	○ 見直し案について審議（神奈川県子ども・子育て会議） ○ 見直し後のプランを公表

※1 子ども・青少年関連施策の一層の推進を図るため、全庁的な施策推進体制として設置している庁内会議。

※2 子ども・子育て支援法に基づき設置している附属機関（外部有識者等で構成）。

3 見直しの対象

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画

就学前児童の教育・保育の提供体制の確保を計画的に進めるため、各年度における教育・保育の需要見込みとそれに対応する供給量を記載している需給計画（※）について、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、平成30年度及び31年度の数値を修正した。

※ プランの需給計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げによる。

<参考：教育・保育の認定区分ごとの教育・保育の提供施設・事業>

教育・保育の認定区分	教育・保育の提供体制
1号(教育標準時間認定) <満3歳以上で、幼児期の教育を希望>	認定こども園、幼稚園(施設型給付対象園、私学助成対象園)
2号(3歳以上・保育認定) <満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望>	認定こども園、保育所、認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)、幼稚園における預かり保育等、企業主導型保育事業(地域枠)
3号認定(3歳未満・保育認定) <満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望>	認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業等)、認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)、幼稚園における預かり保育等、企業主導型保育事業(地域枠)

(2) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、家庭的保育者など、幼児教育や保育に従事する人材を計画的に確保するため、(1)の見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、平成30年度及び31年度における必要見込み人数を改めて算出した。

(3) 主な取組み事業

プラン策定後に実施又は実施予定の施策・事業の追加等を行った。

(4) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

プランを着実に実施していくため、「子どもが生きる力」、「保護者等が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化する施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値について、上記(1)～(3)の見直しや目標の達成状況等を踏まえ、目標設定項目の追加や目標値の修正等を行った。

4 見直しの内容

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画

① 需給計画（プランP. 65～69、別冊）

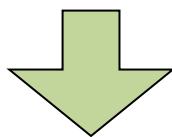
33市町村のうち、25市町村（※）の見直し後の数値を反映し、次のとおり平成30年度及び31年度の数値を修正した。 ※ 8市町は見直しなし。

【幼児期の教育・保育の需給計画（県合計）】 ※市町村別の見直し後の需給計画は別紙1参照

<当初計画(見直し前)>

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計		
				0歳	1～2歳				0歳	1～2歳			
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	125,991	89,146	14,932	56,779	71,711	286,848	123,235	89,662	15,117	57,913	73,030	285,927
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	84,684	91,844	12,838	48,093	60,931	237,459	88,840	93,469	13,206	50,150	63,356	245,665
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	55,357	-	-	-	-	55,357	45,100	-	-	-	-	45,100
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	1,493	4,732	6,225	6,225	-	-	1,619	5,252	6,871	6,871
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	1,642	942	3,904	4,846	6,488	-	1,048	840	3,467	4,307	5,355
	合計	140,041	93,486	15,273	56,729	72,002	305,529	133,940	94,517	15,665	58,869	74,534	302,991
②-①	14,050	4,340	341	▲ 50	291	18,681	10,705	4,855	548	956	1,504	17,064	



<見直し後>

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計		
				0歳	1～2歳				0歳	1～2歳			
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	122,607 (▲ 3,384)	93,470 (+ 4,324)	15,355 (+ 423)	62,243 (+ 5,464)	77,598 (+ 5,887)	293,675 (+ 6,827)	118,129 (▲ 5,106)	96,059 (+ 6,397)	16,339 (+ 1,222)	65,738 (+ 7,825)	82,077 (+ 9,047)	296,265 (+ 10,338)
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	44,786 (▲ 39,898)	93,564 (+ 1,720)	13,056 (+ 218)	49,870 (+ 1,777)	62,926 (+ 1,995)	201,276 (▲ 36,183)	48,247 (▲ 40,593)	97,871 (+ 4,402)	14,066 (+ 860)	53,842 (+ 3,692)	67,908 (+ 4,552)	214,026 (▲ 31,639)
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	94,300 (+ 38,943)	-	-	-	-	94,300 (+ 38,943)	86,060 (+ 40,960)	-	-	-	-	86,060 (+ 40,960)
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	1,400 (▲ 93)	5,120 (+ 388)	6,520 (+ 295)	6,520 (+ 295)	-	-	1,719 (+ 100)	6,634 (+ 1,382)	8,353 (+ 1,482)	8,353 (+ 1,482)
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	1,326 (▲ 316)	1,525 (+ 583)	5,834 (+ 1,930)	7,359 (+ 2,513)	8,685 (+ 2,197)	-	1,153 (+ 105)	1,417 (+ 577)	5,292 (+ 1,825)	6,709 (+ 2,402)	7,862 (+ 2,507)
	幼稚園における 預かり保育等 ※1	-	1,562 (+ 1,562)	0 (±0)	336 (+ 336)	336 (+ 336)	1,898 (+ 1,898)	-	1,908 (+ 1,908)	12 (+ 12)	521 (+ 521)	533 (+ 533)	2,441 (+ 2,441)
	企業主導型保育事業 (地域枠) ※1	-	46 (+ 46)	35 (+ 35)	284 (+ 284)	319 (+ 319)	365 (+ 365)	-	46 (+ 46)	72 (+ 72)	355 (+ 355)	427 (+ 427)	473 (+ 473)
	合計	139,086 (▲ 955)	96,498 (+ 3,012)	16,016 (+ 743)	61,444 (+ 4,715)	77,460 (+ 5,458)	313,044 (+ 7,515)	134,307 (+ 367)	100,978 (+ 6,461)	17,286 (+ 1,621)	66,644 (+ 7,775)	83,930 (+ 9,396)	319,215 (+ 16,224)
②-①	16,479	3,028	661	▲ 799	▲ 138	19,369	16,178	4,919	947	906	1,853	22,950	

※1 「幼稚園における預かり保育等」及び「企業主導型保育事業（地域枠）」については、基本指針の改正により、新たに「確保の内容」に位置づけることが可能となった。

※2 () は当初計画からの増減

＜「量の見込み」の状況（当初計画との比較）＞

- 平成30年度： 1号が3,384人減、2号が4,324人増、3号が5,887人増となり、全体では6,827人増となる。
- 平成31年度： 1号が5,106人減、2号が6,397人増、3号が9,047人増となり、全体では10,338人増となる。

＜「確保の内容」の状況（当初計画との比較）＞

- 平成30年度： 1号が955人減、2号が3,012人増、3号が5,458人増となり、全体では7,515人増となる。
- 平成31年度： 1号が367人増、2号が6,461人増、3号が9,396人増となり、全体では16,224人増となる。

＜「需給差（「確保の内容」－「量の見込み」）」の状況＞

- 平成30年度： 1号、2号及び3号のうち0歳については、当初計画同様、「確保の内容」が「量の見込み」を上回る。また、3号のうち1～2歳については、「量の見込み」の増加により、供給不足が当初計画より拡大する（▲50人→▲799人）。
- 平成31年度： 「量の見込み」の増加を踏まえた「確保の内容」の拡充を図ることで、1号～3号すべてにおいて、当初計画同様、「確保の内容」が「量の見込み」を上回る。

② 都道府県の認可及び認定にかかる需給調整の考え方（プランP.61、62）

基本指針の改正（※）等を踏まえ、次のとおり見直した（下線部が見直し箇所）。

④ 都道府県の認可及び認定にかかる需給調整の考え方

ア 教育・保育施設の認可の基本的な考え方

- ・ 認可の基本的な考え方として、認可の申請をした事業者が適格性及び認可基準を満たす場合は、原則、認可を行うこととします。
- ・ ただし、教育・保育の認定区分ごとに、県設定区域における施設や事業の利用定員の総数が県計画で定める必要利用定員総数（平成31年度の必要利用定員総数が30年度の必要利用定員総数以上である場合には、計画期間の最終年度である31年度の必要利用定員総数）に既に達しているか、又は認可によってこれを超えることになることと認めるとき等は認可をしないことができることとします。
- ・ また、計画上確保方策として見込まれていない事業者から認可の申請があった場合は、計画に定める需要量に達していない場合は、原則認可を行うこととしますが、計画に基づき保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができることとします。
- ・ さらに、計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、待機児童がいる場合は原則認可することとします。

イ 認定こども園の普及に関する本県の基本的考え方

- ・ 現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

ウ 認定こども園の目標設置数（利用定員数）

- ・ 本県における「県計画に定める数（認定こども園の目標設置数）」については、上記のとおり、現行の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給量が需要量を上回る場合においても、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととしていることから、具体的な数値は設定しないこととします。

※ 認可及び認定にかかる需給調整について、基本指針の改正により、従来、各年度の必要利用定員総数（量の見込み）に基づき行うこととされていたものが、必要利用定員総数が翌年度＞今年度の場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこととなった。

(2) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数

(プランP.75、76)

(1)の見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、次のとおり平成30年度及び31年度における必要見込み人数を改めて算出した。

【見直し後の幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み人数（※1）】

(単位:人)

職種	H28年度 (実績値)	H30年度(計画値)			H31年度(計画値)		
		見直し後 (A)	見直し前 (B)	A-B	見直し後 (A)	見直し前 (B)	A-B
保育教諭 ※2	1,280	2,443	2,106	+337	2,797	2,462	+335
保育士	26,129	30,128	24,327	+5,801	32,439	24,829	+7,610
幼稚園教諭	7,898	7,794	7,045	+749	7,492	6,717	+775
保育従事者	56	147	184	▲ 37	186	218	▲ 32
家庭的保育者	118	191	232	▲ 41	241	248	▲ 7
家庭的保育補助者	188	358	165	+193	435	174	+261

※1 特定教育・保育施設（認定こども園、認可保育所、幼稚園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業等）で必要となる人材の必要見込み人数。

※2 保育教諭については、平成31年度までの間は幼稚園教諭若しくは保育士の一方の資格しか有していなくても、保育教諭として働くことができることとなっている。

＜見直しの状況＞

- (1)の見直しに伴い、「確保の内容」の計画値が増加したことや、配置基準を超えた職員配置が当初計画策定時より増加したこと等により、保育士をはじめ、多くの職種において、当初計画と比較して必要見込み人数が増となる。

＜参考：子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設、事業で主に必要となる人材＞

新制度におけるサービス		主に必要となる人材	
特定教育・保育施設	幼稚園(1号認定子どもに対する教育)	幼稚園教諭	
	保育所(2・3号認定子どもに対する保育)	保育士	
	認定こども園(1～3号認定子どもに対する教育・保育)	幼稚園教諭、保育士 保育教諭(幼保連携型認定こども園)	
特定地域型保育事業	小規模保育事業(満3歳未満児を施設(定員6～19人)において保育)	A型(分園型)	保育士
		B型(中間型)	保育士、保育従事者
		C型(グループ型)	家庭的保育者、家庭的保育補助者
	家庭的保育事業(満3歳未満児を保育者の居宅等(定員5人以下)において保育)	家庭的保育者 家庭的保育補助者	
居宅訪問型保育事業(家庭的保育者が満3歳未満児を児童の居宅において保育)	家庭的保育者		
事業所内保育事業(満3歳未満児を事業所内保育において従業員の児童のほか地域の子どもも受け入れて保育)	保育士 保育従事者		

(3) 主な取組み事業

プラン策定後に実施又は実施予定の施策・事業の追加等を行った。

※ 追加等を行った「主な取組み事業」を含む「個別施策」全体の記載内容は別紙2参照

① 待機児童対策（下線部が見直し箇所）

<重点施策 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実>

・ 個別施策1 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

(2) 幼児期の教育・保育の供給体制の確保に向けた取組み（プランP.74）

④ 保育所等利用待機児童解消に向けた取組み

国の「子育て安心プラン」や「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、国及び市町村と連携して、保育所等の受け皿整備を進めます。

また、特に人数が多い1、2歳児の待機児童の解消に向け、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、幼稚園の一時預かり事業における対象児童の2歳児までの拡大等のさまざまな取組みを市町村と連携して進めます。

⑤ 保育所等利用待機児童解消に向けた市町村との連携

県・市町村児童福祉主管課長会議における市町村との情報交換や、市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じ、市町村との連携の強化を図り、待機児童の解消を図ります。

② 子ども・子育て支援に関する取組み（下線部が見直し箇所）

<重点施策 地域における子育て力の向上>

ア 個別施策1 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実（プランP.99～101）

⑨ 病児保育事業や延長保育事業等への支援

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児保育事業や、通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業、休日に勤務が必要となる家庭の子どもを保育するための休日保育を実施する市町村への支援を行います。

イ 個別施策2 小学生の放課後対策の充実（プランP.102、103）

① 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通じて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

また、新たに、他の市町村の取組み状況をわかりやすく情報提供するとともに、担当者研修を行います。

③ プラン策定後に実施又は実施予定の施策・事業等

○ 追加事業（計9件）

- ・ 「租税教育の充実」
- ・ 「子どもの未病対策の推進」
- ・ 「『かながわひとり親家庭相談ダイヤル』の設置・運営」
- ・ 「ひとり親家庭総合支援情報サイト『カナ・カモミール』の運営」
- ・ 「多言語支援センターかながわの運営」

- ・ 「住まい探しサポーターの活動周辺環境整備事業」
- ・ 「未病女子対策の推進」
- ・ 「かながわ子どものみらい応援団による機運の醸成」
- ・ 「介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助」

○ 事業名称及び内容の修正（事業名等の変更や、事業内容の充実及び一部廃止等に伴う修正）（計 22 件）

- ・ 「豊かな心の育成及び道徳教育等の推進」（事業名等の変更）
- ・ 「国際理解教育の推進」（事業内容の充実）
- ・ 「科学技術を担う人材の育成」（事業内容の充実）
- ・ 「環境教育の推進」（事業名等の変更）
- ・ 「小・中・高校生の様々な体験活動・地域貢献活動・ボランティア活動などの推進」（事業名等の変更）
- ・ 「多くの子どもたちが参加できる学校の運動部活動の推進」（事業名等の変更）
- ・ 「学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実」（事業内容の充実）
- ・ 「私立高等学校等生徒保護者の学費負担軽減のための私立高等学校等への支援」（事業内容の充実）
- ・ 「中学生の職場体験・高校生のインターンシップの推進」（事業名等の変更）
- ・ 「青少年相談窓口の運営及びNPOとの協働によるひきこもり青少年等の自立支援」（事業内容の充実）
- ・ 「インクルーシブ教育の推進」（事業内容の充実）
- ・ 「多様な学びの場の充実と相互の連携の促進」（事業内容の充実）
- ・ 「就労支援の充実」（事業内容の充実）
- ・ 「青少年支援・指導者の育成と活動支援」（事業内容の充実）
- ・ 「青少年を取り巻く社会環境の健全化推進」（事業内容の充実）
- ・ 「携帯電話やインターネットの安全・安心な利用にかかる指導及び啓発の推進」（事業内容の充実）
- ・ 「24 時間子ども SOS ダイアルなど教育相談の推進」（事業名等の変更）
- ・ 「市町村母子保健事業の支援」（事業内容の充実）
- ・ 「特定優良賃貸住宅の提供」（一部廃止等）
- ・ 「県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施」（事業内容の充実）
- ・ 「子育てに適する県営住宅の提供」（事業内容の充実）
- ・ 「恋カナ！プロジェクトの実施」（一部廃止等）

○ その他の字句修正や表現ぶりの修正（計 13 件）

- ・ 「消費者教育の推進」、「高校生を対象とする奨学金の貸付」（文言修正）など
- ・ 「障害」又は「障がい」の用法の統一

(4) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

上記(1)～(3)の見直しや目標の達成状況等を踏まえ、次のとおり目標設定項目の追加や目標値の修正等を行った。

① 見直しの概要

計33項目の目標値を設定しているが、上記(1)及び(2)の見直しに伴う目標値の見直しや、毎年度の数値の把握が困難な項目について把握する数値の変更や関連する項目の追加等を行った。

区 分	項目数	下記表備考
上記(1)及び(2)の見直しに伴う目標値の修正	7	A
地域子ども・子育て支援事業に関する目標の追加・修正	2	B
毎年度の数値の把握が困難な項目について、関連する項目の追加や、把握する数値の内容変更により毎年度数値の把握を可能とした項目	3	C
最終年度（H31年度）の目標を達成していることから目標値を上方修正した項目	2	D
数値の出典である国における調査項目の変更等に伴う修正	1	E
計15項目（修正13項目、追加2項目：その他字句修正等あり）		

② 見直し後の目標値等（下線部が追加・修正箇所）

項目等	現況 (H28年度達成状況)	目標(H31年度)	備考
1 「子どもが生きる力」を伸ばすために			
重点施策 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実			
○社会性の基盤づくりを担う教育の充実			
・いのちの授業作文コンクール応募件数 (幼・小・中・高・特別支援合計)	5,265件	8,000件	
○「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成			
・平日の一日の読書量が10分以上の 児童・生徒の割合	小学6年生 62.1% 中学3年生 45.1%	小学6年生 65% 中学3年生 54%	
・高等学校における環境教育についての 研修会や研究協議会等に参加した教員数	805人 (累計)	1,014人	
○健やかな体と体力づくりの推進			
・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」 の回数	9回/週	週10回以上	
・朝食喫食率	小5男子 84.9% 小5女子 85.4%	男女ともに93%	
重点施策 若者の自立支援			
○若者の自立に向けた支援			
・中学生の職場体験の割合	94.4% (H27年度実績)	100%	

項目等	現況 (H28年度達成状況)	目標(H31年度)	備考
2 「保護者等が育てる力」を強化するために			
重点施策 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実			
○幼児期の教育・保育の提供体制の確保			
・特定教育・保育施設の利用定員数	164,283人	<u>214,026人</u> (修正前 245,665人)	A
・特定地域型保育事業の利用定員数	3,958人	<u>8,353人</u> (修正前 6,871人)	A
・保育所等利用待機児童数	497人 (H28年4月1日現在)	0人	
○幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保・質の向上			
・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の数	幼稚園教諭 7,898人 (H28年5月1日現在)	<u>幼稚園教諭 7,492人</u> (修正前 6,717人)	A
	保育士 26,129人 (H28年4月1日現在)	<u>保育士 32,439人</u> (修正前 24,829人)	A
	保育教諭 1,280人 (H28年4月1日現在)	<u>保育教諭 2,797人</u> (修正前 2,462人)	A
・幼稚園教諭研修の受講者数(累計)	7,693人	<u>17,500人</u> (修正前 15,000人)	A
・保育士研修の受講者数(累計)	28,513人	<u>61,200人</u> (修正前 45,000人)	A
重点施策 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援			
○社会的養護体制の充実			
・里親委託率	14.1%	18%	
・グループホーム設置数	7箇所	10箇所	
○ひとり親家庭等自立支援の推進			
・母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	73名	80名	
・母子・父子自立支援員による相談件数	17,094件	17,000件	
重点施策 地域における子育て力の向上			
○多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実			
・利用者支援事業の実施市町村数	23市町	全市町村	
・病児・病後児保育事業の実施市町村数 (追加)	<u>15市町</u>	<u>全市町村</u>	B
○小学生の放課後対策の充実			
・放課後児童クラブの施設数	1,090施設	1,298施設	

項目等	現況 (H28年度達成状況)	目標(H31年度)	備考
・放課後子ども教室の教室数	743教室 (H28年度現在852校)	全小学校区数	
・放課後児童支援員及び放課後子ども教室指導者等の資質向上のための研修等の実施	年20回実施	年20回実施 (修正前 年13回実施)	B
○子どもの健全育成と立ち直り支援			
・いじめ認知件数のうち、年度内に「解消」した割合	<u>81.3%</u> (修正前 96.9%)	<u>83.0%</u> (修正前 98.2%)	E
重点施策 子どもや親の健康の増進			
○乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実			
・妊娠出産について満足している者の割合	58.3% (H25年度実績)	65%	
・風しん予防接種者報告件数(累計)(追加)	<u>32,817件</u>	<u>80,000件</u>	C
○子どものたばこ対策及び飲酒・薬物乱用防止対策の推進			
・県内の全小学6年生への児童向け喫煙防止啓発リーフレット配布数	6年生全員に配布	県内全小学校 6年生全員に配布	
・県立高校等での喫煙防止教育の実施校数	34校	<u>35校</u> (修正前 28校)	D
重点施策 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進			
○子どもを災害から守るための施策			
・県立学校における、家庭・地域と連携した防災訓練の実施	173校 (すべての県立学校)	全校	
3 「社会全体が支える力」を大きくするために			
重点施策 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進			
○ライフステージに応じたきめ細やかな支援			
・妊娠出産について満足している者の割合(再掲)	58.3% (H25年度実績)	65%	
・25～44歳の女性の就業率(暦年) ※	<u>68.3%</u> (修正前 59.8%)	<u>70.3%</u> (修正前 66.0%)	C
重点施策 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり			
○子育て支援推進の機運の醸成			
・かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,227施設	<u>3,540施設</u> (修正前 2,500施設)	D
重点施策 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
○ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し			
・週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.9% (H24年10月現在)	7.9%	
・25～44歳の女性の就業率(暦年)(再掲) ※	<u>68.3%</u> (修正前 59.8%)	<u>70.3%</u> (修正前 66.0%)	C (再掲)

項目等	現況 (H28年度達成状況)	目標(H31年度)	備考
○仕事と子育ての両立のための基盤整備			
・事業所における男性の育児休業取得率 ※	5.8% (<u>修正前 3.7%</u>)	5.3% (<u>修正前 6.7%</u>)	C

※を付した項目は、毎年度数値の把握を可能にするため、把握する数値の出典等を変更したものであり、「現況」及び「目標」欄の下段（「修正前」）には、変更前の目標設定項目に係る数値を参考として記載している。

幼児期の教育・保育の需給計画の見直し状況

1 概要（見直し後）

(単位:人)

	H30年度											
	1号			2号			3号			計		
	①量の 見込み	②供給量	②-①	③量の 見込み	④供給量	④-③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥-⑤	⑦量の 見込み	⑧供給量	⑧-⑦
県合計	122,607	139,086	16,479	93,470	96,498	3,028	77,598	77,460	▲ 138	293,675	313,044	19,369
1 横浜市 ※	51,411	52,949	1,538	40,654	40,654	0	31,563	31,563	0	123,628	125,166	1,538
2 川崎市 ※	19,762	19,762	0	17,495	17,495	0	17,818	17,818	0	55,075	55,075	0
3 相模原市 ※	7,415	12,269	4,854	8,168	9,268	1,100	6,137	6,494	357	21,720	28,031	6,311
4 横須賀市	5,630	6,591	961	2,340	2,916	576	1,902	2,385	483	9,872	11,892	2,020
5 平塚市 ※	3,147	4,385	1,238	2,466	2,409	▲ 57	1,806	1,766	▲ 40	7,415	8,560	1,141
6 鎌倉市 ※	2,402	3,723	1,321	1,525	1,376	▲ 149	1,266	1,096	▲ 170	5,193	6,195	1,002
7 藤沢市 ※	6,446	7,140	694	4,001	4,336	335	3,566	3,493	▲ 73	14,013	14,969	956
8 小田原市 ※	2,103	2,521	418	2,043	2,142	99	1,638	1,389	▲ 249	5,784	6,052	268
9 茅ヶ崎市 ※	3,529	3,656	127	2,244	2,329	85	1,783	1,831	48	7,556	7,816	260
10 逗子市 ※	714	714	0	605	555	▲ 50	440	373	▲ 67	1,759	1,642	▲ 117
11 三浦市	352	755	403	187	242	55	168	118	▲ 50	707	1,115	408
12 秦野市 ※	1,660	2,827	1,167	1,450	1,436	▲ 14	1,006	1,018	12	4,116	5,281	1,165
13 厚木市 ※	3,322	3,384	62	1,792	1,946	154	1,431	1,395	▲ 36	6,545	6,725	180
14 大和市 ※	3,905	4,159	254	2,185	2,185	0	2,172	2,194	22	8,262	8,538	276
15 伊勢原市 ※	1,428	2,082	654	884	1,028	144	803	712	▲ 91	3,115	3,822	707
16 海老名市 ※	2,107	2,130	23	1,117	1,282	165	994	873	▲ 121	4,219	4,285	67
17 座間市 ※	1,855	2,120	265	815	1,078	263	674	623	▲ 51	3,344	3,821	477
18 南足柄市 ※	425	855	430	446	406	▲ 40	306	257	▲ 49	1,177	1,518	341
19 綾瀬市 ※	1,583	2,090	507	669	649	▲ 20	478	450	▲ 28	2,730	3,189	459
20 葉山町 ※	630	945	315	197	171	▲ 26	183	154	▲ 29	1,010	1,270	260
21 寒川町 ※	703	836	133	381	420	39	265	284	19	1,349	1,540	191
22 大磯町	482	503	21	156	156	0	127	106	▲ 21	765	765	0
23 二宮町	258	980	722	223	246	23	151	157	6	632	1,383	751
24 中井町	57	70	13	103	155	52	63	74	11	223	299	76
25 大井町 ※	173	200	27	133	116	▲ 17	124	74	▲ 50	430	390	▲ 40
26 松田町 ※	115	270	155	76	69	▲ 7	67	51	▲ 16	258	390	132
27 山北町 ※	86	200	114	88	160	72	51	100	49	225	460	235
28 開成町	308	210	▲ 98	218	190	▲ 28	186	189	3	712	589	▲ 123
29 箱根町	29	29	0	146	146	0	67	67	0	242	242	0
30 真鶴町	24	24	0	62	62	0	33	33	0	119	119	0
31 湯河原町 ※	102	225	123	250	400	150	100	111	11	452	736	284
32 愛川町 ※	407	437	30	334	458	124	211	193	▲ 18	952	1,088	136
33 清川村 ※	37	45	8	17	17	0	19	19	0	73	81	8

(※)・・・見直しを行った市町村

(単位:人)

	H31年度											
	1号			2号			3号			計		
	①量の 見込み	②供給量	②-①	③量の 見込み	④供給量	④-③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥-⑤	⑦量の 見込み	⑧供給量	⑧-⑦
県合計	118,129	134,307	16,178	96,059	100,978	4,919	82,077	83,930	1,853	296,265	319,215	22,950
1 横浜市 ※	49,834	49,834	0	41,093	41,093	0	33,600	33,600	0	124,527	124,527	0
2 川崎市 ※	19,067	19,067	0	18,591	18,591	0	19,022	19,022	0	56,680	56,680	0
3 相模原市 ※	6,850	12,229	5,379	8,354	9,759	1,405	6,434	7,008	574	21,638	28,996	7,358
4 横須賀市	5,501	6,505	1,004	2,328	2,920	592	1,975	2,475	500	9,804	11,900	2,096
5 平塚市 ※	3,155	4,385	1,230	2,584	2,598	14	1,892	1,974	82	7,631	8,957	1,326
6 鎌倉市 ※	2,237	3,721	1,484	1,536	1,712	176	1,289	1,364	75	5,062	6,797	1,735
7 藤沢市 ※	6,240	7,070	830	4,192	4,761	569	3,735	3,832	97	14,167	15,663	1,496
8 小田原市 ※	2,087	2,396	309	2,027	2,257	230	1,621	1,656	35	5,735	6,309	574
9 茅ヶ崎市 ※	3,281	3,436	155	2,314	2,511	197	1,871	1,873	2	7,460	7,820	354
10 逗子市 ※	710	710	0	600	600	0	437	437	0	1,747	1,747	0
11 三浦市	341	755	414	180	197	17	163	163	0	684	1,115	431
12 秦野市 ※	1,595	2,717	1,122	1,518	1,518	0	1,061	1,096	35	4,174	5,331	1,157
13 厚木市 ※	3,249	3,269	20	1,844	2,131	287	1,472	1,611	139	6,565	7,011	446
14 大和市 ※	3,564	4,159	595	2,509	2,509	0	2,547	2,547	0	8,620	9,215	595
15 伊勢原市 ※	1,328	1,916	588	938	1,168	230	848	848	0	3,114	3,932	818
16 海老名市 ※	2,035	2,040	5	1,153	1,432	279	1,074	1,161	87	4,262	4,633	371
17 座間市 ※	1,808	2,120	312	794	1,197	403	664	724	60	3,266	4,041	775
18 南足柄市 ※	389	789	400	459	460	1	319	326	7	1,167	1,575	408
19 綾瀬市 ※	1,509	2,105	596	668	669	1	447	450	3	2,624	3,224	600
20 葉山町 ※	607	945	338	200	211	11	183	189	6	990	1,345	355
21 寒川町 ※	690	836	146	411	420	9	258	284	26	1,359	1,540	181
22 大磯町	471	503	32	152	189	37	122	143	21	745	835	90
23 二宮町	240	980	740	207	246	39	144	157	13	591	1,383	792
24 中井町	60	70	10	108	155	47	63	74	11	231	299	68
25 大井町 ※	166	200	34	123	123	0	122	122	0	411	445	34
26 松田町 ※	119	270	151	79	79	0	67	69	2	265	418	153
27 山北町 ※	89	200	111	91	160	69	49	100	51	229	460	231
28 開成町	321	321	0	226	226	0	184	189	5	731	736	5
29 箱根町	29	29	0	149	149	0	67	67	0	245	245	0
30 真鶴町	23	23	0	62	62	0	27	27	0	112	112	0
31 湯河原町 ※	98	225	127	240	400	160	100	111	11	438	736	298
32 愛川町 ※	400	437	37	312	458	146	201	212	11	913	1,107	194
33 清川村 ※	36	45	9	17	17	0	19	19	0	72	81	9

(※)・・・見直しを行った市町村

2 市町村別（見直し後）

【横浜市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	51,411	40,654	6,809	24,754	31,563	123,628	49,834	41,093	7,298	26,302	33,600	124,527
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	19,776	40,487	5,907	20,805	26,712	86,975	19,607	40,955	6,349	22,097	28,446	89,008
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	33,173	-	-	-	-	33,173	30,227	-	-	-	-	30,227
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	620	2,599	3,219	3,219	-	-	735	3,196	3,931	3,931
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	167	282	1,350	1,632	1,799	-	138	214	1,009	1,223	1,361
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計	52,949	40,654	6,809	24,754	31,563	125,166	49,834	41,093	7,298	26,302	33,600	124,527
	②-①	1,538	0	0	0	0	1,538	0	0	0	0	0	0

【川崎市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	1,889	16,589	2,144	10,101	12,245	30,723	2,407	17,724	2,370	11,035	13,405	33,536
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	17,873	-	-	-	-	17,873	16,660	-	-	-	-	16,660
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	230	570	800	800	-	-	278	757	1,035	1,035
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	353	1,090	3,508	4,598	4,951	-	255	1,062	3,345	4,407	4,662
	幼稚園における 預かり保育等	-	541	0	0	0	541	-	600	0	0	0	600
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	12	2	173	175	187	-	12	2	173	175	187
	合計	19,762	17,495	3,466	14,352	17,818	55,075	19,067	18,591	3,712	15,310	19,022	56,680
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【相模原市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	7,415	8,168	1,114	5,023	6,137	21,720	6,850	8,354	1,170	5,264	6,434	21,638
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	5,562	7,870	1,133	4,019	5,152	18,584	5,942	8,378	1,221	4,313	5,534	19,854
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	6,707	-	-	-	-	6,707	6,287	-	-	-	-	6,287
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	173	568	741	741	-	-	200	706	906	906
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	565	64	522	586	1,151	-	519	52	484	536	1,055
	幼稚園における 預かり保育等	-	833	0	0	0	833	-	862	0	0	0	862
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	5	10	15	15	-	0	11	21	32	32
	合計	12,269	9,268	1,375	5,119	6,494	28,031	12,229	9,759	1,484	5,524	7,008	28,996
	②-①	4,854	1,100	261	96	357	6,311	5,379	1,405	314	260	574	7,358

【横須賀市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の見込み	計画策定市町村に居住する子ども	5,630	2,340	331	1,571	1,902	9,872	5,501	2,328	349	1,626	1,975	9,804
②確保の内容	教育・保育施設(給付対象)	3,036	2,916	411	1,839	2,250	8,202	2,950	2,920	399	1,856	2,255	8,125
	確認を受けない幼稚園(私学助成)	3,555	-	-	-	-	3,555	3,555	-	-	-	-	3,555
	地域型保育事業(給付対象)	-	-	33	102	135	135	-	-	59	161	220	220
	認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業(地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		6,591	2,916	444	1,941	2,385	11,892	6,505	2,920	458	2,017	2,475
②-①		961	576	113	370	483	2,020	1,004	592	109	391	500	2,096

【平塚市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の見込み	計画策定市町村に居住する子ども	3,147	2,466	295	1,511	1,806	7,419	3,155	2,584	324	1,568	1,892	7,631
②確保の内容	教育・保育施設(給付対象)	955	2,409	380	1,367	1,747	5,111	955	2,598	399	1,464	1,863	5,416
	確認を受けない幼稚園(私学助成)	3,430	-	-	-	-	3,430	3,430	-	-	-	-	3,430
	地域型保育事業(給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	76	76	76
	認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業(地域枠)	-	0	5	14	19	19	-	0	7	28	35	35
	合計		4,385	2,409	385	1,381	1,766	8,560	4,385	2,598	406	1,568	1,974
②-①		1,238	▲ 57	90	▲ 130	▲ 40	1,141	1,230	14	82	0	82	1,326

【鎌倉市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の見込み	計画策定市町村に居住する子ども	2,402	1,525	223	1,043	1,266	5,193	2,237	1,536	229	1,060	1,289	5,062
②確保の内容	教育・保育施設(給付対象)	327	1,376	233	785	1,018	2,721	621	1,712	258	970	1,228	3,561
	確認を受けない幼稚園(私学助成)	3,396	-	-	-	-	3,396	3,100	-	-	-	-	3,100
	地域型保育事業(給付対象)	-	-	17	42	59	59	-	-	17	80	97	97
	認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	20	20	20
	企業主導型保育事業(地域枠)	-	0	3	16	19	19	-	0	3	16	19	19
	合計		3,723	1,376	253	843	1,096	6,195	3,721	1,712	278	1,086	1,364
②-①		1,321	▲ 149	30	▲ 200	▲ 170	1,002	1,484	176	49	26	75	1,735

【藤沢市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	6,446	4,001	673	2,893	3,566	14,013	6,240	4,192	707	3,028	3,735	14,167
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	565	4,123	606	2,177	2,783	7,471	1,016	4,548	652	2,432	3,084	8,648
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	6,575	-	-	-	-	6,575	6,054	-	-	-	-	6,054
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	51	250	301	301	-	-	57	282	339	339
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	199	49	329	378	577	-	199	49	329	378	577
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	14	4	27	31	45	-	14	4	27	31	45
	合計	7,140	4,336	710	2,783	3,493	14,969	7,070	4,761	762	3,070	3,832	15,663
②-①		694	335	37	▲ 110	▲ 73	956	830	569	55	42	97	1,496

【小田原市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	2,103	2,043	403	1,235	1,638	5,784	2,087	2,027	399	1,222	1,621	5,735
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	1,055	2,074	256	932	1,188	4,317	930	2,149	266	962	1,228	4,307
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	1,466	-	-	-	-	1,466	1,466	-	-	-	-	1,466
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	47	117	164	164	-	-	95	221	316	316
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	60	0	0	0	60	-	100	0	0	0	100
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	8	13	24	37	45	-	8	42	70	112	120
	合計	2,521	2,142	316	1,073	1,389	6,052	2,396	2,257	403	1,253	1,656	6,309
②-①		418	99	▲ 87	▲ 162	▲ 249	268	309	230	4	31	35	574

【茅ヶ崎市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	3,529	2,244	319	1,464	1,783	7,556	3,281	2,314	338	1,533	1,871	7,466
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	1,238	2,329	293	1,255	1,548	5,115	1,228	2,511	293	1,273	1,566	5,305
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	2,418	-	-	-	-	2,418	2,208	-	-	-	-	2,208
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	45	238	283	283	-	-	45	262	307	307
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計	3,656	2,329	338	1,493	1,831	7,816	3,436	2,511	338	1,535	1,873	7,820
②-①		127	85	19	29	48	260	155	197	0	2	2	354

【逗子市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	714	605	81	359	440	1,759	710	600	80	357	437	1,747
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	260	555	59	234	293	1,108	260	600	68	258	326	1,186
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	454	-	-	-	-	454	450	-	-	-	-	450
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	9	71	80	80	-	-	12	99	111	111
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		714	555	68	305	373	1,642	710	600	80	357	437
②-①		0	▲ 50	▲ 13	▲ 54	▲ 67	▲ 117	0	0	0	0	0	0

【三浦市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	352	187	26	142	168	707	341	180	25	138	163	684
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	0	242	20	98	118	360	0	197	25	138	163	360
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	755	-	-	-	-	755	755	-	-	-	-	755
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		755	242	20	98	118	1,115	755	197	25	138	163
②-①		403	55	▲ 6	▲ 44	▲ 50	408	414	17	0	0	0	431

【秦野市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	1,660	1,450	117	889	1,006	4,116	1,595	1,518	120	941	1,061	4,174
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	2,087	1,436	136	834	970	4,493	1,977	1,518	142	906	1,048	4,543
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	740	-	-	-	-	740	740	-	-	-	-	740
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	12	36	48	48	-	-	12	36	48	48
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		2,827	1,436	148	870	1,018	5,281	2,717	1,518	154	942	1,096
②-①		1,167	▲ 14	31	▲ 19	12	1,165	1,122	0	34	1	35	1,157

【厚木市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	3,322	1,792	224	1,207	1,431	6,545	3,249	1,844	230	1,242	1,472	6,565
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	1,209	1,946	294	948	1,242	4,397	1,909	2,131	312	1,108	1,420	5,460
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	2,175	-	-	-	-	2,175	1,360	-	-	-	-	1,360
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	45	108	153	153	-	-	57	134	191	191
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		3,384	1,946	339	1,056	1,395	6,725	3,269	2,131	369	1,242	1,611
②-①		62	154	115	▲ 151	▲ 36	180	20	287	139	0	139	446

【大和市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	3,905	2,185	375	1,797	2,172	8,262	3,564	2,509	442	2,105	2,547	8,620
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	1,089	2,044	314	1,173	1,487	4,620	1,089	2,180	332	1,236	1,568	4,837
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	3,070	-	-	-	-	3,070	3,070	-	-	-	-	3,070
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	40	169	209	209	-	-	55	249	304	304
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	42	40	125	165	207	-	42	40	125	165	207
	幼稚園における 預かり保育等	-	88	0	324	324	412	-	276	12	489	501	777
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	11	3	6	9	20	-	11	3	6	9	20
	合計		4,159	2,185	397	1,797	2,194	8,538	4,159	2,509	442	2,105	2,547
②-①		254	0	22	0	22	276	595	0	0	0	0	595

【伊勢原市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	1,428	884	184	619	803	3,115	1,328	938	193	655	848	3,114
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	1,482	1,028	125	500	625	3,135	1,566	1,168	178	602	780	3,514
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	600	-	-	-	-	600	350	-	-	-	-	350
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	21	66	87	87	-	-	15	53	68	68
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		2,082	1,028	146	566	712	3,822	1,916	1,168	193	655	848
②-①		654	144	▲ 38	▲ 53	▲ 91	707	588	230	0	0	0	818

【海老名市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の見込み	計画策定市町村に居住する子ども	2,107	1,117	161	833	994	4,218	2,035	1,153	178	896	1,074	4,262
②確保の内容	教育・保育施設(給付対象)	560	1,282	157	631	788	2,630	1,300	1,432	187	825	1,012	3,744
	確認を受けない幼稚園(私学助成)	1,570	-	-	-	-	1,570	740	-	-	-	-	740
	地域型保育事業(給付対象)	-	-	18	57	75	75	-	-	36	103	139	139
	認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業(地域枠)	-	0	0	10	10	10	-	0	0	10	10	10
	合計		2,130	1,282	175	698	873	4,285	2,040	1,432	223	938	1,161
②-①		23	165	14	▲ 135	▲ 121	67	5	279	45	42	87	371

【座間市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の見込み	計画策定市町村に居住する子ども	1,855	815	128	546	674	3,344	1,808	794	125	539	664	3,266
②確保の内容	教育・保育施設(給付対象)	580	1,078	142	452	594	2,252	720	1,197	166	529	695	2,612
	確認を受けない幼稚園(私学助成)	1,540	-	-	-	-	1,540	1,400	-	-	-	-	1,400
	地域型保育事業(給付対象)	-	-	7	22	29	29	-	-	7	22	29	29
	認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業(地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		2,120	1,078	149	474	623	3,821	2,120	1,197	173	551	724
②-①		265	263	21	▲ 72	▲ 51	477	312	403	48	12	60	775

【南足柄市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の見込み	計画策定市町村に居住する子ども	425	446	49	257	306	1,177	389	459	49	270	319	1,167
②確保の内容	教育・保育施設(給付対象)	645	406	45	179	224	1,275	789	460	48	188	236	1,485
	確認を受けない幼稚園(私学助成)	210	-	-	-	-	210	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業(給付対象)	-	-	5	28	33	33	-	-	8	82	90	90
	認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業(地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		855	406	50	207	257	1,518	789	460	56	270	326
②-①		430	▲ 40	1	▲ 50	▲ 49	341	400	1	7	0	7	408

【綾瀬市】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	1,583	669	80	398	478	2,730	1,509	668	79	368	447	2,624
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	225	608	104	342	446	1,279	240	608	79	367	446	1,294
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	1,865	-	-	-	-	1,865	1,865	-	-	-	-	1,865
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	40	0	0	0	40	-	60	0	0	0	60
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	1	0	4	4	5	-	1	0	4	4	5
	合計	2,090	649	104	346	450	3,189	2,105	669	79	371	450	3,224
②-①		507	▲20	24	▲52	▲28	459	596	1	0	3	3	600

【葉山町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	630	197	33	150	183	1,010	607	200	33	150	183	990
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	0	171	31	113	144	315	385	211	31	143	174	770
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	945	-	-	-	-	945	560	-	-	-	-	560
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	2	8	10	10	-	-	3	12	15	15
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計	945	171	33	121	154	1,270	945	211	34	155	189	1,345
②-①		315	▲26	0	▲29	▲29	260	338	11	1	5	6	355

【寒川町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	703	381	40	225	265	1,349	690	411	39	219	258	1,359
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	267	420	46	214	260	947	267	420	46	214	260	947
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	569	-	-	-	-	569	569	-	-	-	-	569
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	6	18	24	24	-	-	6	18	24	24
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計	836	420	52	232	284	1,540	836	420	52	232	284	1,540
②-①		133	39	12	7	19	191	146	9	13	13	26	181

【大磯町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計		
				0歳	1～2歳				0歳	1～2歳			
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	482	156	18	109	127	765	471	152	17	105	122	745
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	503	156	22	76	98	757	503	189	32	103	135	827
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	2	6	8	8	-	-	2	6	8	8
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		503	156	24	82	106	765	503	189	34	109	143
②-①		21	0	6	▲ 27	▲ 21	0	32	37	17	4	21	90

【二宮町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計		
				0歳	1～2歳				0歳	1～2歳			
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	258	223	31	120	151	632	240	207	30	114	144	591
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	255	246	32	122	154	655	255	246	32	122	154	655
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	725	-	-	-	-	725	725	-	-	-	-	725
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	1	2	3	3	-	-	1	2	3	3
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		980	246	33	124	157	1,383	980	246	33	124	157
②-①		722	23	2	4	6	751	740	39	3	10	13	792

【中井町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計		
				0歳	1～2歳				0歳	1～2歳			
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	57	103	10	53	63	223	60	108	10	53	63	231
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	70	155	12	62	74	299	70	155	12	62	74	299
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		70	155	12	62	74	299	70	155	12	62	74
②-①		13	52	2	9	11	76	10	47	2	9	11	68

【大井町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	173	133	34	90	124	430	166	123	33	89	122	411
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	200	116	17	57	74	390	200	123	33	89	122	445
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		200	116	17	57	74	390	200	123	33	89	122
②-①		27	▲17	▲17	▲33	▲50	▲40	34	0	0	0	0	34

【松田町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	115	76	12	55	67	258	119	79	13	54	67	265
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	270	69	12	39	51	390	270	69	12	39	51	390
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	3	15	18	18
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	10	0	0	0	10
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		270	69	12	39	51	390	270	79	15	54	69
②-①		155	▲7	0	▲16	▲16	132	151	0	2	0	2	153

【山北町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号			計	1号	2号	3号			計
				0歳	1～2歳	小計				0歳	1～2歳	小計	
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	86	88	7	44	51	225	89	91	7	42	49	229
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	200	160	25	75	100	460	200	160	25	75	100	460
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		200	160	25	75	100	460	200	160	25	75	100
②-①		114	72	18	31	49	235	111	69	18	33	51	231

【開成町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	308	218	47	139	186	712	321	226	47	137	184	731
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	210	190	43	127	170	570	321	226	43	127	170	717
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	5	14	19	19	-	-	5	14	19	19
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		210	190	48	141	189	589	321	226	48	141	189
②-①		▲ 98	▲ 28	1	2	3	▲ 123	0	0	1	4	5	5

【箱根町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	29	146	15	52	67	242	29	149	15	52	67	245
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	29	146	15	52	67	242	29	149	15	52	67	245
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		29	146	15	52	67	242	29	149	15	52	67
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【真鶴町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	24	62	3	30	33	119	23	62	2	25	27	112
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	24	62	3	30	33	119	23	62	2	25	27	112
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		24	62	3	30	33	119	23	62	2	25	27
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【湯河原町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	102	250	15	85	100	452	98	240	15	85	100	438
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	50	400	15	96	111	561	50	400	15	96	111	561
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	175	-	-	-	-	175	175	-	-	-	-	175
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		225	400	15	96	111	736	225	400	15	96	111
②-①		123	150	0	11	11	284	127	160	0	11	11	298

【愛川町】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	407	334	27	184	211	952	400	312	26	175	201	913
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	123	458	21	126	147	728	123	458	21	126	147	728
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	314	-	-	-	-	314	314	-	-	-	-	314
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	9	25	34	34	-	-	9	44	53	53
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	12	12	12	-	0	0	12	12	12
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		437	458	30	163	193	1,088	437	458	30	182	212
②-①		30	124	3	▲ 21	▲ 18	136	37	146	4	7	11	194

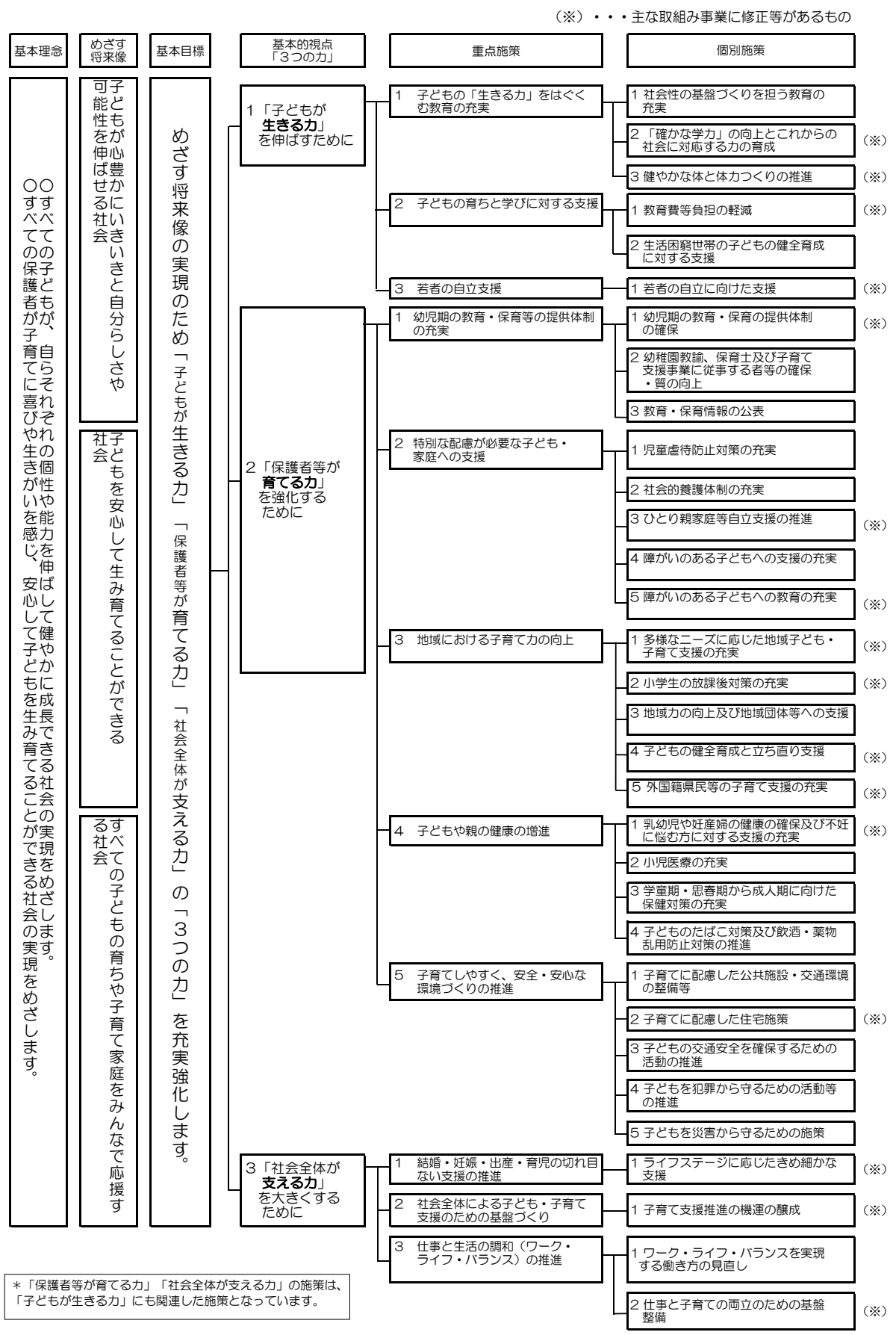
【清川村】

(単位:人)

		H30年度						H31年度					
		1号	2号	3号		小計	計	1号	2号	3号		小計	計
				0歳	1～2歳					0歳	1～2歳		
①量の 見込み	計画策定市町村に 居住する子ども	37	17	5	14	19	73	36	17	5	14	19	72
②確保 の内容	教育・保育施設 (給付対象)	45	17	3	10	13	75	45	17	3	10	13	75
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
	地域型保育事業 (給付対象)	-	-	2	4	6	6	-	-	2	4	6	6
	認可外保育施設 (自治体が運営費等の 支援を行っている施設)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	幼稚園における 預かり保育等	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	合計		45	17	5	14	19	81	45	17	5	14	19
②-①		8	0	0	0	0	8	9	0	0	0	0	9

主な取組み事業の見直し状況

1 プランの施策体系



2 主な取組み事業の見直し状況

※ 下線部が見直し箇所。「主な取組み事業」のカッコ内はプランのページ番号。

<1 「子どもが生きる力」を伸ばすために>

[重点施策]

① 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実

[個別施策]

- (1) 社会性の基盤づくりを担う教育の充実
- (2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成
- (3) 健やかな体と体力づくりの推進

[個別施策] 2 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた『確かな学力』の向上を図るとともに、国際性やコミュニケーション能力などを育成する教育、環境教育、消費者教育などこれからの社会に必要な力の育成に取り組みます。

また、豊かな人間性や社会性を培うために、学校や地域において、子どもが幅広い多様な体験活動などをする機会の提供を図るとともに、地域貢献活動の推進を図ります。

主な取組み事業 (プランP. 42~44)

① 子どもの読書活動の推進

平成26年4月に策定した「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づき、生涯学習指導者研修等の開催や学校図書館ボランティアのためのテキストの作成・配布を通して、読書に親しむための環境づくり、機会の提供、並びに体制の整備・社会的機運の醸成に努めます。

また、読書活動は、新学習指導要領の改善の柱である「言語活動の充実」を支える教育活動の一つであることを踏まえ、学校・家庭・地域の連携を図りながら、すべての小・中・高校における読書活動を推進します。

さらに、学校図書館司書教諭を対象に研修を開催し、学校図書館司書教諭の質の向上を図るとともに、先進校の事例発表などの情報交換を行います。

② かながわ学びづくり推進事業の実施

小・中学校の児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、学びの質を向上させるため、市町村を単位に推進地域として研究委託するとともに、学力向上シンポジウムを開催し研究成果等の普及を図ります。

③ 少人数指導、習熟度別指導などの「個に応じた指導」の充実

小・中学校において、少人数指導など、学年や教科等の特性に応じて、基礎的・基本的な内容をじっくり学習することにより、その確実な定着を図るとともに、発展的な学習への対応など、多くの教員が児童・生徒と多様なかかわりを持ちながら、一人ひとりの個性を生かす、よりきめ細かな「個に応じた指導」の充実を図ります。

④ 豊かな心の育成及び道德教育等の推進

県及び地区道德教育研修講座を開催するとともに、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業（文部科学省委託事業）の推進校の取組みを道德教育担当者会議や全県指導主事会議等において、県内に広く発信するなどして、小・中学校の道德教育の推進を図ります。

⑤ 国際理解教育の推進

小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への支援とともに様々な国の生活や文化への理解が深まるよう、国際教室担当者を対象とした会議を中心に、情報の提供と研修の充実を図ります。とりわけ、小学校においては、コミュニケーション能力の素地を養うために設けられた「外国語活動」の指導の充実を図るとともに新学習指導要領における高学年の英語の教科化に向けた取組みを進めます。

県立高校では、生徒の英語力向上のため、ネイティブスピーカーを全校に配置するほか、英語資格・検定資格の受験を推進します。また、グローバル化に対応した先進的な教育を推進するため、国際バカロレア認定校の設置をめざすとともに、グローバル教育研究実践校の取組みを普及させることなどにより、多文化共生教育の実践を含め、国際教育を推進します。

⑥ 環境教育の推進

人々の活動と環境とのかかわりなどについて、体験を交えたさまざまな学習活動を工夫・実践することにより、子どもたちが環境について理解を深め、環境や環境問題に関心をもつとともに、環境を大切に、「自ら考え、選択して行動する人」を育成するため、環境教育の推進を図ります。

県立高校では高校生の環境問題に対する意識を向上させるため、エコライフ・コンクールを開催するなどの取組みを実施します。

⑦ 消費者教育の推進

小・中学校においては、社会科、家庭科、技術・家庭科を中心に、新たな消費者問題などにも対応した指導の充実を図ります。

県立高校においては、公民科や家庭科を中心に消費者教育を行います。さらに生徒用消費者教育資料を全校に配付して、授業等で活用するとともに、専門の講師による出前講座等を実施することなどにより、消費者教育を推進します。

消費者関連部局と学校をはじめ教育部局とが連携を進めながら、教員研修を実施し、教員の消費者問題への理解を促進するほか、教育教材等の作成、提供や講座の実施に取り組みます。

⑧ 私立学校における特色ある教育の推進のための支援

教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組みを行い教育の質の向上を図る私立高等学校等の支援を行います。

⑨ 小・中・高校生の様々な体験活動・地域貢献活動・ボランティア活動などの推進

学校の教育活動において、様々な体験活動を通して、児童・生徒に人と社会等とのつながりを自覚させるため、小・中・高校生向けの体験活動・ボランティア活動に関する情報を「PLANET かながわ」サイト等で収集・提供するとともに、NPO等とのネットワーク形成を進めるほか、「高校生のためのボランティア活動応援コース」により、高校生の主体的なボランティア活動の企画・実施を支援します。

特に、県立高校においては、地域貢献デー及びボランティア強化月間の設定や、ボランティア活動の単位認定の促進、学校と地域ボランティアエアポート（注1）との連携強化、高校生ボランティア活動出張教室（注2）の実施などにより、高校生のボランティア意識を高め、活動機会を拡大することを通して、卒業までに全ての高校生が地域貢献活動・ボランティア活動を体験することを目指します。

⑩ 青少年の国際交流活動の支援

県内青少年と世界各国の青少年との交流活動を支援し、地域のリーダーとして次代を担う国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。また、相互に友好提携関係にある神奈川県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道の三地域の青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を行います。

⑪ 科学技術を担う人材の育成

青少年の「理科離れ」が懸念される中、企業や研究機関などの関係機関等と連携し、地域社会や学校などで、子どもたちや青少年が科学技術にふれる、企業等への訪問体験会や県内各地での移動教室など多様な機会を提供し、知的好奇心や探究心を育てます。

⑫ 人権教育の推進

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に基づき、教職員等へ人権教育に関する研修を実施しています。また、子どもたちが人権について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、人権教育を推進します。

⑬ 租税教育の充実（追加）

国や地方の財政を支える租税の意義や役割への理解が深まるよう、関係機関等と連携し、学校等における租税教室の開催を支援・推進するなど、租税教育の充実を図ります。

（注1）「地域ボランティアエアポート」

県内市町の20の市民活動サポートセンター等を「地域ボランティアエアポート」と位置付け、県内の高校生の身近な地域におけるボランティア活動に関する相談・紹介や場所の提供等の支援を依頼しています。

（注2）「高校生ボランティア活動出張教室」

平成27年度より、県内の高校にボランティア講師を派遣し、ボランティア活動に関する入門講座を行っています。

[個別施策] 3 健やかな体と体力づくりの推進

体力低下や食生活の乱れなど、子どもの体力や健康をめぐる課題への対応の強化を図り、子どもの健康の保持増進の基礎を培うため、外遊びや運動・スポーツ活動、食育の推進などを通して、健やかな体と体力づくりを推進します。

主な取組み事業（プランP.45）

① 多くの子どもたちが参加できる学校の運動部活動の推進

「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」（平成27年度）を基に、「環境整備の推進」、「指導体制の充実」、「参加促進」の3つを柱として、指定校でのモデル事業による普及・啓発や全県立学校による「かながわ部活の日」（注）の設定、指導者の資質向上を目的とした講習会の開催などにより、部活動への参加促進を図ります。

② 学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実

子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を目指す「子ども☆キラキラプロジェクト（平成27年度～）」に基づき、「体力向上キャラバン隊」の派遣等による教員の指導力向上、「運動習慣カード」の配付等による子どもの運動への意欲の向上、「食育の推進」や「夏休みみんなで朝ラジ!!プロジェクト」の実施等による子どもの健康の保持増進への関心の向上等、学校における健康・体力づくりの取組推進を図ります。

③ 子どもの遊び・スポーツ活動の推進

子どもたちが外遊びや、運動・スポーツに親しむ機会を拡大するとともに、日常生活での習慣化をめざし、健康・体力づくりに対する意識の高揚や実践の定着化を図りながら、家庭や地域が一体となって子どもの外遊びやスポーツ活動を奨める取組みを推進します。

④ 学校、地域等における食育の推進

学校における食育を推進するために、各学校では、食に関する指導の中心的役割を担う食育担当者を位置づけるとともに、年間指導計画を作成し、家庭、地域等と連携した食に関する指導を計画的に実施します。

また、神奈川県内産の食材を活用した学校給食等を通して、県内農林水産物への子どもたちの理解をはぐくむとともに、食べ物の成り立ちを理解し大切にすることを繋げ、食育の推進を図ります。

⑤ 子どもの未病対策の推進（追加）

子どもの健やかな成長を促し、健康づくりを支援するため、生活習慣の大切さについて啓発を図るとともに、「食」、「運動」、「社会参加」による未病改善に取り組むきっかけづくりの場を提供するなど、子どもの未病対策に資する取組みを推進します。

(注) 「かながわ部活の日」

各県立学校の部活動において、活動の見直しや活動で使用する用具・場所等の点検を行う「部活動総点検の日」及び各校の特色を生かした部活動を奨励する「入部奨励・部活振興・交流の日」を、各校の実態に応じて設定する取組み

[重点施策]

2 子どもの育ちと学びに対する支援

[個別施策]

- (1) 教育費等負担の軽減
- (2) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

[個別施策] 1 教育費等負担の軽減

子育て家庭にとって、子どもの教育費等にかかる費用が大きな負担となっています。

家庭の経済力と子どもの学力には相関関係があり、貧困から進学をあきらめ、それが格差の連鎖を生んでいくとの指摘もあります。

そのため、経済的困難等家庭の事情により、教育を受ける機会が失われ、子どもの将来が左右されることのないよう、すべての子どもが教育を受けられるための支援を進めます。

主な取組み事業 (プランP. 48、49)

① 私立幼稚園・私立学校の経常的な運営費に対する支援

私立学校の教育条件の維持・向上並びに生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校経営の健全性を高めるため、経常的経費の支援を行います。

② 経済的困難を抱える家庭の子どもの就学継続のための私立学校への支援

保護者の会社都合による退職や倒産等により、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校の支援を行います。

③ 私立高等学校等生徒保護者の学費負担軽減のための私立高等学校等への支援

一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等への支援の充実を図ります。

④ 高校生を対象とする奨学金の貸付

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けます。

⑤ 経済的困難を抱える家庭への奨学給付金の支給

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯等に対して、高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。

⑥ 公立高等学校等生徒の就学支援

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を行うため、一定所得以下の保護者世帯の高校生等に就学支援金を支給し、授業料に充てることにより、実質的に授業料の負担をなくす就学支援を行います。

[重点施策]

③ 若者の自立支援

[個別施策]

(1) 若者の自立に向けた支援

[個別施策] 1 若者の自立に向けた支援

ひきこもり、フリーター・ニートなど社会から孤立しがちな若者や、厳しい雇用環境から不安定な就労状況で、自立して家庭を持つという将来の展望を描けない若者の存在が、社会的に大きな課題となっています。

NPOや企業等と連携・協働して、青少年の相談や中高生のキャリア教育、若年失業者の職業訓練等による就業支援など、若者の自立に向けた取組みを推進します。

主な取組み事業（プランP. 52、53）

① 男女共同参画意識の普及・啓発

子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女平等教育の充実を図るとともに、様々な分野への参画のための支援や、生活全体を生涯のライフキャリアとして考えるための支援など、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。

② 中学生の職場体験・高校生のインターンシップの推進

中高生の職場体験などの実践的な取組みを広く紹介する機会を設定するなどして、キャリア教育の推進・充実を図ります。

県立高校においては、全校でインターンシップの取組みが円滑に実施されるよう、各地域の事業所、経済団体、行政機関等でのインターンシップの受入に対する理解の促進を図るとともに、受入先の拡大や各事業所との連携等を推進するため、県内10地域にコンソーシアムサポーター（注1）を配置します。

③ 高校における家庭・生活教育の推進

自立した社会人として、家族や家庭を大切に作る心や態度の育成、及び健全な食生活を実践できる人間を育成するため、家庭・生活教育実践校における取組みの成果を普及させることなどにより、すべての県立高校における家庭・生活教育を推進します。

④ 青少年相談窓口の運営及びNPOとの協働によるひきこもり青少年等の自立支援

ひきこもりなど青少年の多様な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター（注2）等の機能を充実し、相談事業を実施するとともに、青少年サポートプラザ（注3）において、ひきこもり等青少年の自立支援に取り組むNPO等の活動を支援します。また、ひきこもりなどの青少年を対象にした演劇ワークショップなど新たな手法も取り入れながら、ひきこもり等青少年の自立に向けた取組みを、NPOと協働して実施します。

⑤ かながわ若者就職支援センターにおける就業支援

就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラー（注4）が個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援します。

⑥ 職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施

若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。

⑦ 職業技術校等における職業能力開発相談の実施

若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。

⑧ 地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援

ニート等の働くことに悩みを抱える30歳代までの若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。

(注1) コンソーシアムサポーター

生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実へ向けて、大学、職業技術校等の教育機関及び企業等の外部機関と連携して形成する「県立高校生学習活動コンソーシアム」の取組みを推進するための支援を行う人

(注2) かながわ子ども・若者総合相談センター

神奈川県立青少年センターに「ひきこもり地域支援センター」としての役割を併せて設置し、ひきこもり、不登校、非行など、青少年の様々な悩みの相談に応じています。

(注3) 青少年サポートプラザ

神奈川県立青少年センター内に設置し、ひきこもり等の青少年支援に取り組んでいるNPOのための活動場所や関連情報の提供を行っています。

(注4) キャリアカウンセラー

自己分析を通して自分に適している職業・職種や自分の強みをはっきりとさせ、これに即した職業選択や職業能力開発などが効果的に行われるよう個別相談に応じる専門家

< 2 「保護者等が育てる力」を強化するために >

[重点施策]

① 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実

[個別施策]

- (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- (2) 幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保・質の向上
- (3) 教育・保育情報の公表

[個別施策] (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

市町村では「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、地域の実情を踏まえ、教育・保育の提供区域を定め、その区域ごとに住民のニーズの見込みに対応した教育・保育の提供体制の確保の内容とその実施時期を記載し、その計画に沿って教育・保育の提供体制の確保を進めていきます。

県では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育の需給計画を基本に、県における需給計画を定め、この計画に沿って、保育所の認可や認定こども園の認可・認定などを行い、教育・保育の提供体制の確保を進めます。また、市町村が教育・保育の提供体制の確保を円滑に行えるよう、広域的調整を含め、支援を行います。

主な取組み事業 (プランP.74)

(2) 幼児期の教育・保育の供給体制の確保に向けた取組み

① 幼児期の教育・保育の提供体制の確保にかかる支援

実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき、確保できるよう保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。

また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。

② 認定保育施設の認可化促進

地方自治体が独自に運営経費を補助している認定保育施設の認可化支援に取り組み、給付対象施設の確保を図ります。

③ 地域型保育事業と連携施設の円滑な連携にかかる支援

地域型保育事業の利用者が3歳となった以降も切れ目なく教育・保育の提供を受けられるよう連携施設の設置の促進や相互連携について、市町村と連携して進めます。

④ 保育所等利用待機児童解消に向けた取組み

国の「子育て安心プラン」や「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、国及び市町村と連携して、保育所等の受け皿整備を進めます。

また、特に人数が多い1、2歳児の待機児童の解消に向け、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、幼稚園の一時預かり事業における対象児童の2歳児までの拡大等のさまざまな取組みを市町村と連携して進めます。

⑤ 保育所等利用待機児童解消に向けた市町村との連携

県・市町村児童福祉主管課長会議における市町村との情報交換や、市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じ、市町村との連携の強化を図り、待機児童の解消を図ります。

⑥ 認定こども園の普及促進

認定こども園の制度や認定こども園化のための手続き方法などについてわかりやすく周知するとともに、個別相談に対応し、認定こども園の普及を図ります。

⑦ 幼稚園・保育所・小学校等の連携

事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前児童と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。

⑧ 施設型給付施設及び地域型保育事業の利用者に対する個人給付

幼稚園（施設型給付施設）、保育所、認定こども園の利用者に対し、個人給付を行い、質の高い教育・保育を提供します。

⑨ 私立幼稚園の経常的運営費に対する支援

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立幼稚園の経常的運営費を支援します。

[重点施策]

2 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

[個別施策]

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養護体制の充実
- (3) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (4) 障がいのある子どもへの支援の充実
- (5) 障がいのある子どもへの教育の充実

[個別施策] (3) ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進する。

主な取組み事業 (プランP. 90、91)

① 子育てや生活支援

母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。

また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。

- ・ 保育所の優先入所
- ・ 放課後児童クラブの利用
- ・ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ 公営住宅の優遇入居等
- ・ 母子生活支援施設への入所

② 就業支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。

さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ ハローワーク、マザーズハローワークの利用促進
- ・ 職業技術校による職業訓練の利用促進
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラムによる就業支援
- ・ 能力開発等に関する情報提供

③ 経済的支援

母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付を実施しているほか、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成も行うなど経済的支援を推進していきます。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用（注）を実施します。

- ・ 母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付
- ・ 児童扶養手当の給付
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・ 各種公共料金等減免の実施

（注）「寡婦（夫）控除のみなし適用」

配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。

その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をのみなし適用することとします。

④ 相談体制と情報提供の充実

母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員の質の向上を図っていくとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、支援策に関する広報の充実を図っていきます。

また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていきます。

- ・ 母子・父子自立支援員による総合的な相談窓口の充実
- ・ 母子・父子自立支援員等相談員への研修の充実
- ・ リーフレットやホームページ等による広報の充実
- ・ ひとり親向け夜間休日の電話相談窓口「かながわひとり親家庭相談ダイヤル」の設置・運営（追加）
- ・ ひとり親家庭総合支援情報サイト「カナ・カモミール」の運営（追加）
- ・ 養育費確保のための相談事業
- ・ 母子・父子福祉団体等が取り組む相談事業に対する支援と連携

[個別施策] 5 障がいのある子どもへの教育の充実

障がいのある子どもが、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるしくみを構築します。

主な取り組み事業（プランP.95、96）

① インクルーシブ教育の推進

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小・中学校から高校まで、連続した多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進します。

義務教育段階では、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができるしくみを構築し、子どもたちが相互に理解し合いながら、社会性を養い、集団に適応する力を一層育んでいきます。

高等学校段階では、「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけ、「県立高校改革実施計画」においてインクルーシブ教育実践推進校を指定し、知的障がいのある子どもが、高校教育を受ける機会の拡大に取り組みます。

② 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮（注1）にかかる周知

障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮については、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人等との間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。

③ 多様な学びの場の充実と相互の連携の促進

必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校から高等学校における通常の学級を始めとして、小・中学校における通級による指導、及び平成30年度から実施する県立高校における通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るとともに、相互の連携を促進していきます。

④ 教育相談・就学相談の実施

医療、保健、福祉等との連携のもと、幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。

⑤ 関係機関相互の連携と教育支援計画の策定

障がいのある児童・生徒に対し、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。

⑥ 先進事例の収集と情報提供

障がいのある児童・生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

⑦ 入学者選抜における配慮の充実

障がいのある生徒の特別支援学校の高等部や高等学校等への進学を促進するため、引き続き入学者選抜における配慮の充実を図ります。

⑧ 就労支援の充実

福祉・労働等の関係機関との連携のもと、障がいのある生徒の就労に向けた学習活動の充実や、実習先・進路先の開拓、卒業後に長く働き続けられるための支援の充実を図ります。

⑨ ニーズに応じた教材の提供

障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供に努めます。

⑩ 学校施設のバリアフリー化の推進

障がいのある児童・生徒の視点を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

⑪ 指導方法に関する調査・研究

障がいのある児童・生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。

⑫ 教職員の専門性の確保及び指導力の向上

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、教職員への研修の充実を図ります。

(注1) 合理的配慮

障害者権利条約第2条定義において、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

[重点施策]

③ 地域における子育て力の向上

[個別施策]

- (1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実
- (2) 小学生の放課後対策の充実
- (3) 地域力の向上及び地域団体等への支援
- (4) 子どもの健全育成と立ち直り支援
- (5) 外国籍県民等の子育て支援の充実

[個別施策] 1 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、子ども・子育て支援新制度では、市町村が、地域のニーズに合わせ、地域子育て支援拠点や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業を実施することとなります。

県では、地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、実施する市町村に対して支援を行います。

主な取組み事業（プランP.100、101）

① 利用者支援事業への支援

子育て家庭が幼稚園・保育所・小規模保育などの教育・保育施設、事業や地域の子ども・子育て支援事業などから、希望に合ったサービスを選択・利用できるように、市町村等が地域子育て支援拠点や行政窓口で行う利用者支援のための取組みに対し、支援を行います。

② 一時預かり事業（注1）への支援

保護者の疾病や災害、育児疲れ等により、一時的にお子さんを保育所等で預かることで、安心な子育て環境を推進する市町村の取組みを支援します。

③ 私立幼稚園における預かり保育（注2）への支援

保護者の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。

④ 地域子育て支援拠点事業への支援

子育て親子の交流促進や子育てに関する相談を受けるなどの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点を実施する市町村への支援を行います。

⑤ 私立幼稚園における地域開放の推進

幼稚園の施設や教育機能を開放し、地域との連携を深めるため、地域とのふれあい交流事業や保護者に対する教育相談事業などを行う私立幼稚園の支援を行います。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業への支援

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業や養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う養育支援訪問事業を実施する市町村への支援を行います。

⑦ 子育て短期支援事業への支援

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業への支援

地域の実情に応じ、地域住民の会員制により保育支援等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援を行います。

⑨ 病児保育事業や延長保育事業等への支援

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児保育事業や、通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業、休日に勤務が必要となる家庭の子どもを保育するための休日保育を実施する市町村への支援を行います。

⑩ 親育ち支援事業への支援

保護者の育児の不安感、負担感を軽減し、自信と意欲を持って子育てに取り組むことができるよう、情報交換の場の提供など、親育ち支援事業を実施する市町村への支援を行います。

(注1) 一時預かり事業

地域の児童を対象とした一時的な保育サービス

(注2) 預かり保育

通常の幼稚園教育時間の前後及び休業日に、園児を対象に行う預かり

[個別施策] (2) 小学生の放課後対策の充実

親の就労にかかわらず、すべての小学生が安心していきいきと放課後等を過ごせる居場所を県域全体で提供できるよう、市町村等が設置運営する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」への支援を行う。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携を図るための取組みや放課後児童支援員等を対象とした研修を実施し、質の向上を図る。

主な取組み事業（プランP. 102、103）

① 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通じて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

また、新たに、他の市町村の取組み状況をわかりやすく情報提供するとともに、担当者研修を行います。

② 放課後子ども教室の設置・運営に対する支援

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちのさまざまな体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組みを行う市町村に対し支援を行います。

③ 放課後児童支援員の認定資格研修の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、支援員となるための研修を実施します。

④ 放課後児童支援員を対象とした研修の実施

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブ従事者や放課後子ども教室の参画者を対象に実施することを検討します。

⑤ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力を促進するための支援

市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組促進が図られるよう、放課後対策の総合的な在り方の検討の場として「推進委員会」を設置します。

⑥ 教育委員会と知事部局の連携・協力

放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に当たり、教育委員会と知事部局が情報共有し、連携・協力して市町村を支援します。

⑦ 児童館の運営に対する支援

健全な遊びを通じて、児童の集団指導や個別指導を行うほか、地域の子どもの健全育成に必要な活動を行う児童館の運営支援として、市町村を通して関係団体等の活動や情報等を提供していきます。

[個別施策] (4) 子どもの健全育成と立ち直り支援

子どもの健全な育成のため、青少年支援・指導者の養成や活動支援、携帯電話やインターネットなどの安全・安心な利用に係る指導・啓発を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進します。

また、少年非行やいじめ・暴力行為等に対する対策や相談活動等の充実を図り、各種団体、関係機関の連携により、青少年の健全育成を支える地域づくりを進めます。

主な取組み事業（プランP. 105、106）

① 青少年支援・指導者の育成と活動支援

地域における青少年の多様な体験学習及び主体的な参画を促進する青少年支援・指導者について、演劇手法の活用など青少年センターの機能を相互に連携させて育成を図るとともに、実践的な活動プログラムの調査研究や情報提供を通じて、青少年関係団体や青少年支援・指導者の活動を支援します。

② 青少年育成団体等の活動・連携の促進

地域において青少年育成活動を展開する団体について、その実施事業に対して支援するとともに、団体相互の連携による取組みの促進を図ります。

③ 青少年を取り巻く社会環境の健全化推進

いわゆるJKビジネスなど青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化を推進するため、関係業界団体を含めた各種団体等と協働し、様々な啓発活動を行うとともに、青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。

④ 携帯電話やインターネットの安全・安心な利用にかかる指導及び啓発の推進

携帯電話サイト「かながわモード」（注1）の活用や企業協力による携帯電話教室の実施等を通して、インターネット上でトラブルに巻き込まれてしまったときの対処法を身に付けさせるとともに、他の人と上手にコミュニケーションを取る能力をはぐくみます。

また、スマートフォン等のフィルタリングについて、青少年保護育成条例で事業者等の責務を規定するとともに、より適切な利用を促すために青少年や保護者への啓発を図ります。

⑤ 少年非行を防止するための少年補導・相談活動等の推進

少年の非行を防止するため、喫煙や深夜はいかいなどを行う少年の補導活動を進めるとともに、保護者や少年自身から、非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を通じて少年の立ち直りを支援します。

⑥ 24時間子どもSOSダイヤルなど教育相談の推進

24時間子どもSOSダイヤルでは、いじめに悩む本人、保護者、教員等が相談しやすいよう24時間、365日対応します。

また、幼児から18歳までの不登校や支援を必要とする子どもの養育・教育・就学等について、児童・生徒本人、保護者、教員等からの相談を受け付けます。

⑦ スクールカウンセラー等の配置など、いじめ・不登校対策の充実

心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置するとともに、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（注2）を配置し、いじめ・不登校等に対応します。また、フリースクールやフリースペースなどのNPO等との連携・協働を進め、不登校状態にある児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開を支援します。

⑧ いじめ・暴力行為等の未然防止対策の実施

「かながわ元気な学校ネットワーク」として、各学校や各地区において、子どもがいじめや暴力行為について自主的に考えるための取組みを推進するとともに、家庭でのコミュニケーションを大切にすることを保護者に啓発するための「ファミリー・コミュニケーション運動」等、県民への啓発活動に取り組みます。

⑨ いじめや不登校・児童虐待などの支援機関・団体の連携の強化

いじめ・不登校に悩む子どもを支える関係機関やNPO等の関係団体の連携を強化し、いじめ・不登校や児童虐待の未然防止・早期対応を図ります。

（注1）携帯電話サイト「かながわモード」

かながわモードは、保護者、教職員、小学生、中学・高校生のそれぞれを対象とし、携帯電話の危険性を認識するページ、代表的なトラブルへの対処法や相談先を案内するページ、保護者や教職員が携帯電話の利用法について指導するときの参考となるページなどから構成されています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/mbl/f100021/>（携帯電話用サイト）

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/4012/kanagawa_mode/

（スマートフォン用サイト）

（注2）スクールソーシャルワーカー

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、学校や家庭だけでは解決が困難な児童・生徒の課題に対し、児童・生徒が置かれた環境に働きかけることにより課題の解決を図るもので、関係機関とのネットワークの構築や連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援などを行います。

[個別施策] (5) 外国籍県民等の子育て支援の充実

外国につながる子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、外国籍県民を対象とした多言語による相談窓口の設置や、行政窓口での手続きや学校の面談等への通訳ボランティアの派遣、さらに、外国籍県民等の支援者を対象とした子どもの学習支援等に関する講座を実施します。

主な取組み事業 (プランP. 107)

① 外国籍県民のための相談サービスの実施

「地球市民かながわプラザ」において、外国籍県民を対象とした多言語による相談事業（教育・一般・法律）を実施します。

② 通訳支援事業の実施

日本語を母語としない外国籍県民等が、行政窓口での手続きや学校の面談等で通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介する「かながわ一般通訳支援事業」を実施します。

③ 医療通訳事業の実施

日本語を母語としない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム事業」を実施します。

④ 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の実施

「国際言語文化アカデミア」において、外国籍県民等の支援者を対象に、日本語ボランティア養成や子どもの学習支援に関する講座を実施します。

⑤ 多言語支援センターかながわの運営 (追加)

「多言語支援センターかながわ」をかながわ県民センター内に開設し、外国籍県民等へ多言語による情報提供・通訳支援を実施します。

[重点施策]

4 子どもや親の健康の増進

[個別施策]

- (1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実
- (2) 小児医療の充実
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 子どものたばこ対策及び飲酒・薬物乱用防止対策の推進

[個別施策] (1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

安心して出産・育児ができる保健医療体制を推進するため、特に、乳幼児や妊産婦の健康の保持・増進を図るための保健サービス、周産期救急医療や不妊治療への支援などへの対応を図ります。

主な取組み事業（プランP.109、110）

① 市町村母子保健事業の支援

妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現を目指し、市町村母子保健事業従事者の質を向上させるため、従事者研修会を実施するとともに、母子担当者会議等で、関係機関との情報共有や母子保健事業間の有機的な連携等を図ります。

また、わが国の危機的な人口減少を克服するため、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備に向け、市町村との連絡調整会議や保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援してまいります。

② 先天性代謝異常等検査の実施

発症すると重篤な障がいや生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天的な疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障がいの発症防止を図ります。

③ 周産期救急医療体制の整備

ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。

④ 未熟児とその保護者への養育支援

未熟児として出生したことにより入院等の養育医療を必要とする乳児に対し、必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて市町村の保健師等による未熟児の保護者に対する訪問指導への支援を行います。

⑤ 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施

不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、平塚保健福祉事務所内に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。

また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。

⑥ 特定不妊治療に対する助成の実施

医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

⑦ 乳幼児期における歯科保健の推進

子どもの歯と口腔の健康づくりに関する相談窓口や、子どもとのふれあいを重視した歯みがき指導など、子育て支援に資する健康相談及び指導体制の充実を図ります。

[重点施策]

⑤ 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進

[個別施策]

- (1) 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等
- (2) 子育てに配慮した住宅施策
- (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進
- (5) 子どもを災害から守るための施策

[個別施策] (2) 子育てに配慮した住宅施策

子育て家庭が子どもの成長や家族数に応じて安心して子育てできるよう、県営住宅等への入居について優遇措置等を実施します。

主な取組み事業 (プランP.118)

① 特定優良賃貸住宅の提供

民間のオーナーが一定の基準にあった賃貸住宅を建設し、団体が管理受託等を行っている中堅所得者向けのファミリータイプの公的賃貸住宅について、子育て世帯等に対し物件の情報提供等を行います。

② 県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施

県営住宅への入居者募集にあたって、子育て世帯に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。(一般の申込者と比較して、子育て世帯は新築住宅で5倍、あき家で3倍の優遇、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍の優遇)

③ 子育てに適する県営住宅の提供

子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適する県営住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。

④ あんしん賃貸支援事業の実施

民間賃貸住宅に入居を希望する子育て世帯等が円滑に入居できるよう、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)や協力不動産店の情報、さらに市町村、居住サポート団体による入居支援の内容を登録し、インターネットや情報紙等で情報提供します。

⑤ 住まい探しサポーターの活動周辺環境整備事業 (追加)

子育て世帯等の入居支援を行う福祉団体や不動産協力店等の職員等が、賃貸住宅から福祉政策に至る「住まいに関する横断的な知識」を習得するため、ハンドブックを作成するとともに、ハンドブックを活用した住まい探しサポーター養成講座を実施します。

<3 「社会全体が支える力」を大きくするために>

[重点施策]

① 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

[個別施策]

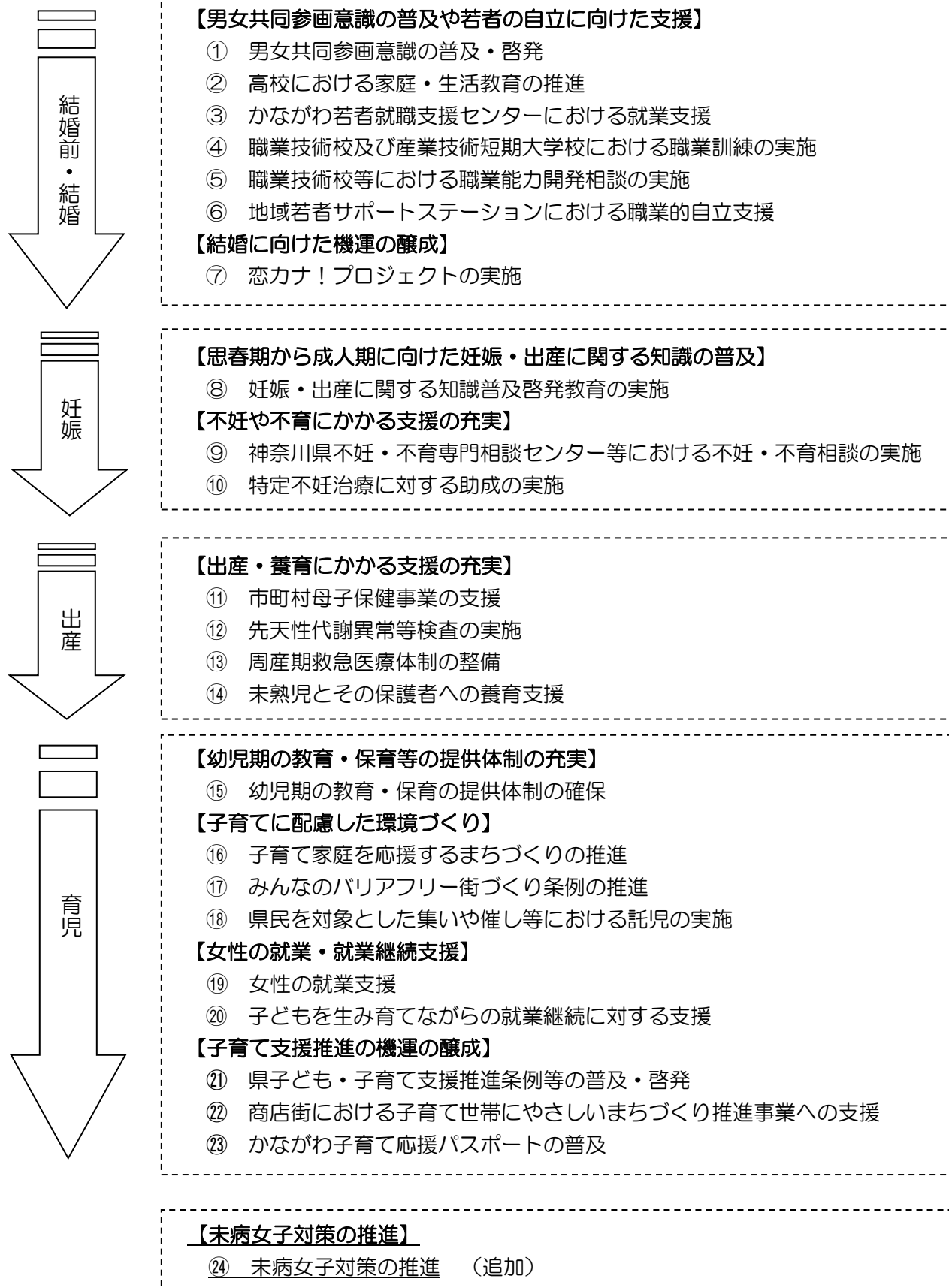
(1) ライフステージに応じたきめ細かな支援

[個別施策] (1) ライフステージに応じたきめ細かな支援

少子化対策の取組みは、従来、子育て支援とワーク・ライフ・バランスなど働き方の改革を主に進めてきた。しかし、少子化の進行は深刻度を増しており、このままでは、経済の根幹をゆるがしかねない状況となっています。

そこで、結婚から妊娠、出産、育児と、ライフステージに応じたきめ細かな切れ目ない支援を関係機関と連携して行うことにより、少子化対策の取組みのさらなる強化を進めていきます。

ライフステージに応じた切れ目ない支援 体系図



【男女共同参画意識の普及や若者の自立に向けた支援】

① 男女共同参画意識の普及・啓発

子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女平等教育の充実を図るとともに、様々な分野への参画のための支援や、生活全体を生涯のライフキャリアとして考えるための支援など、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。

② 高校における家庭・生活教育の推進

自立した社会人として、家族や家庭を大切にする心や態度の育成、及び健全な食生活を実践できる人間を育成するため、家庭・生活教育実践校における取組みの成果を普及させることなどにより、すべての県立高校における家庭・生活教育を推進します。

③ かながわ若者就職支援センターにおける就業支援

就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラーが個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援します。

④ 職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施

若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。

⑤ 職業技術校等における職業能力開発相談の実施

若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。

⑥ 地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援

ニート等の働くことに悩みを抱える30歳代までの若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。

【結婚に向けた機運の醸成】

⑦ 恋カナ！プロジェクトの実施

市町村及び企業・団体等と結婚支援に関する情報の共有を図るとともに、結婚を希望する方に対して情報発信を行い、結婚に向けた機運の醸成を図ります。

【思春期から成人期に向けた妊娠・出産に関する知識の普及】

⑧ 妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施

特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。

【不妊や不育にかかる支援の充実】

⑨ 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施

不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、平塚保健福祉事務所に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。

⑩ 特定不妊治療に対する助成の実施

医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【出産・養育にかかる支援の充実】

⑪ 市町村母子保健事業の支援

妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現を目指し、市町村母子保健事業従事者の質を向上させるため、従事者研修会を実施するとともに、母子担当者会議等で、関係機関との情報共有や母子保健事業間の有機的な連携等を図ります。

また、わが国の危機的な人口減少を克服するため、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備に向け、市町村との連絡調整会議や保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援してまいります。

⑫ 先天性代謝異常等検査の実施

発症すると重篤な障がいや生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天的な疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障がいの発症防止を図ります。

⑬ 周産期救急医療体制の整備

ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。

⑭ 未熟児とその保護者への養育支援

未熟児として出生したことにより入院等の養育医療を必要とする乳児に対し、必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて市町村の保健師等による未熟児の保護者に対する訪問指導への支援を行います。

【幼児期の教育・保育等の提供体制の充実】

⑮ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

地域の実情に応じ、住民のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制の確保を市町村と連携して図ります。

【子育てに配慮した環境づくり】

⑯ 子育て家庭を応援するまちづくりの推進

妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が設置するホームページ「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイト（PCからの閲覧も可能）で提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。

⑰ みんなのバリアフリー街づくり条例の推進

みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障がい者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。

また、条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタかながわ」などの普及啓発事業を通して、バリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を図ります。

⑱ 県民を対象とした集いや催し等における託児の実施

子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児マークを活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組みの促進を図ります。

【女性の就業・就業継続支援】

⑲ 女性の就業支援

結婚、出産等に伴い離職したが子育てに一区切りがついて、再就職したい方など、女性のための就業支援を神奈川労働局と連携し、マザーズハローワーク横浜で一体的に取組みを進めるとともに、自らの能力を生かして起業したい方を支援します。

⑳ 子どもを生み育てながらの就業継続に対する支援

仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクハラ等のトラブル等についての相談を実施します。

【子育て支援推進の機運の醸成】

㉑ 県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発

県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例の目指す「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。

㉒ 商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援

商店街等が抱える課題や意欲的な取組に対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。

㉓ かながわ子育て応援パスポート（注）の普及

子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

【未病女子対策の推進】

㉔ 未病女子対策の推進（追加）

女性の活躍を支援するため、若い世代を中心に、女性特有の健康課題やその対処法に関する正しい知識の普及を図るなど、女性の未病改善に向けた取組みを推進します。

（注）かながわ子育て応援パスポート

妊娠中の方や小学生以下の子どもがいる家庭からの登録を受け、携帯電話やパソコン等を通じて神奈川県が発行した登録証（名称「かながわ子育て応援パスポート」）を、協力施設に提示することにより、割引や景品など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。

[重点施策]

2 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり

[個別施策]

(1) 子育て支援推進の機運の醸成

[個別施策] (1) 子育て支援推進の機運の醸成

神奈川県子ども・子育て支援推進条例（以下「県条例」という。）の施行やかながわ子ども・子育て支援月間等の取組みにより、子育てを社会や地域全体で支援するという機運の醸成や活動の推進が図られている一方で、子育て中の保護者は、子育てに対する社会的評価が低いと感じています。

中高生や高齢者、現在子育て中でない方も含め、幅広い層の県民に対して、子育て支援活動の重要性に対する意識啓発を図り、県条例に基づく事業等の認知度・参加意欲を高めていく取組みを進めます。

主な取組み事業（プランP. 132、133）

① 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発

県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例の目指す「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。

② 神奈川県子ども・子育て支援推進協議会による県民運動の展開

県条例に基づいて設立された県子ども・子育て支援推進協議会参加団体等の自主的な活動や、参加団体相互の情報交換・連携により、子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、県民が安心して子どもを生み育てることができる神奈川の実現を目指します。

③ かながわ子ども・子育て支援月間の実施

毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」では、県や市町村、NPOや事業者が各地でイベントや相談窓口開設などを行い、県はその情報をとりまとめて周知等を図り、参加意欲を高めるとともに、子育てを応援する機運を醸成します。

④ かながわ子ども・子育て支援大賞の実施

地域団体やNPO法人、企業、商店街、個人等が行っている県内の子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運の醸成を図ります。

⑤ 商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援

商店街等が抱える課題や意欲的な取組に対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。

⑥ かながわ子育て応援パスポートの普及

子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

⑦ かながわ子どものみらい応援団による機運の醸成 (追加)

すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を目指し、県、市町村、経済団体、関係団体、大学等によるかながわ子どものみらい応援団を創設し、子ども食堂等の子どもの居場所づくりや学習支援その他の地域活動を後押しするなど、子どもの貧困を含む困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成します。

[重点施策]

③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

[個別施策]

- (1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

[個別施策] (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

労働時間短縮など男性を含めた働き方の見直し、育児休業制度の普及と取得促進、弾力的な労働時間や勤務形態の導入など仕事と子育ての両立に向けた取組み、地域における次世代育成支援への貢献など、企業等における次世代育成支援の取組みを促進します。

主な取組み事業（プランP.136）

① 県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証～「かながわ子育て応援団」

県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制等が整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」（注1）として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。

② 企業による子どもと子育て家庭支援の促進

県条例に基づく毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」で行う各種イベント・事業や、企業との連携による家庭教育支援など、機会を捉えて、企業による子ども・子育て支援活動を働きかけるとともに、NPOや行政、企業相互の連携・協力の促進を図ります。

③ 企業における仕事と子育ての両立のための基盤整備

ワーク・ライフ・バランス導入促進を目的とした企業向けガイドブック等の作成やワーク・ライフ・バランスアドバイザー（注2）の派遣など、ワーク・ライフ・バランスの県内企業における取組みを支援することにより、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。

④ 医療機関内の保育所に対する支援

医師・看護師等が子育てをしながら働き続けることができるよう、院内保育所の施設整備や運営費に対して助成しています。

⑤ 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助（追加）

出産・育児休業等から復職した介護職員等が短時間勤務をする際に代替職員を雇用する場合、県が介護事業所に対し費用の一部を補助します。

※ 下線部のほかに、字句や表現の修正を行ったものがある。